

北海道清水高等学校の校則について

本校の校則（生徒指導に係るきまり）は、次のとおりとなっております。

1 校内生活について

- (1) 登校時間は8時15分までとする。
- (2) 欠席については、保護者から担任へ「安全安心メール」で連絡すること。
- (3) 遅刻、早退については生徒手帳の届出欄に記入し、担任に申し出ること。
- (4) 休み時間中の外出については、やむを得ないと判断される場合に許可する。
- (5) 制服は本校指定のものを着用することとし、変形・改造は認めない。
- (6) 異装は原則として許可しないが、やむを得ない場合は異装許可を受ける。
- (7) 頭髪について、染色、脱色、パーマ、カール、エクステンションを禁止する。
- (8) 問題行動、校則に反する行為等を行った生徒については、特別指導を行う場合がある。

2 校外生活について

- (1) JR通学生については、駅から学校まで定められた通路で登下校すること。
- (2) 列車の利用においては乗車マナーを守り、他人に迷惑をかける言動を慎むこと。
- (3) 町のスクールバスを利用する生徒は、車内での飲食、携帯電話の使用をしないこと。
- (4) 自転車通学は届出制とし、見やすい所にステッカーを貼ること。
- (5) 普通自動車免許取得に係る自動車学校の入校は3年次後期中間考査以降とし、取得のための条件が満たされ、所定の手続きを経た者について許可する。
- (6) 原付、二輪の運転免許取得、乗車、車両の所持は禁止とする。
- (7) 学業優先の意味からアルバイトは許可制とし、業務内容が高校生にふさわしい内容であることを確認の上で許可する。

3 その他

- (1) 校則の見直しについて、生徒の話し合いにより検討した内容は、生徒総会等による提案を受けて生徒指導部で審議し、最終的に学校長が見直しの是非を判断する。
- (2) 本校の校則に関わる地域の方々からの意見を、PTA、学校評議員等から聞き取る機会を設け、意見の内容を生徒指導部で審議し、最終的に学校長が見直しの是非を判断する。
- (3) 本校の校則に対する照会、意見については下の連絡先までお願いします。

北海道清水高等学校（教頭）

住 所：上川郡清水町北2条西2丁目2番地

電話番号：0156-62-2156 F A X：0156-62-2097

Eメール：shimizu-jim@hokkaido-c.ed.jp